

# 監査報告書

平成 29 年 5 月 17 日

学校法人聖泉学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 聖泉学園

監事

安田 勝雄



監事

堀川 英雄



監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人聖泉学園の平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果について報告いたします。

## 1. 監査方法

- (1) 業務監査については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

## 2. 監査結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。なお、以下について業務改善の余地があるので検討されたい。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

大学組織で独立した内部監査組織の位置づけや体制を明確にし、以下の点をすみやかに実施されたい。

- ・全部門を監査対象とした監査計画に基づき目的に合った有効な監査を実施し、監査活動を明確に追跡できる記録を残すこと。
- ・アカデミックハラスメント等信頼性に関する監査基準を織り込むこと
- ・観察された指摘事項に対し再発防止活動と結果の効果検証を確実にする権限と手順を明確にすること。